

 **障害者差別解消法**

— 成立の経緯と今後の課題 —
障害者差別解消法、どう進めるか

伊東 弘 泰
NPO法人 日本アビリティーズ協会 会長
一般社団法人障害者の差別の禁止・解消を推進する全国ネットワーク(MDA全国ネットワーク) 会長
元・内閣府障害者政策委員会 差別禁止部会副部長

なぜ、障害者の差別禁止に
関する法律が必要だったのか

第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

○2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

○3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

○4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

憲法に国民の権利、基本的人権が明記、約束されているのに、憲法違反の現実がなぜ存在するのか。

憲法や障害者基本法には、
裁判規範性がない。

障害者基本法は？

| | |
|---|---|
| <p>〔地域社会における共生型〕</p> <p>障害者 第一項に規定する社会の成員は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし、かつ、次に掲げる事項を前提として認めなければならない。</p> <p>一 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>二 全ての障害者は、可能な限り、どこで働くか生活することについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人と共生することを妨げられないこと。</p> <p>三 全ての障害者は、可能な限り、書籍（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること。また、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されること。</p> <p>〔差別の禁止〕</p> <p>差別名 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>注 社会の成員の地位、その有する権利その他の障害者が関与しない、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを求めることによつて前項の禁止に違反することとならない。その実施において必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。</p> <p>注 罰は、第一項の禁止に違反する行為の防止に関する懲罰及び特種の罰及び罰金を課せ、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p> | <p>〔基本的人権〕</p> <p>障害者 全ての障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。</p> <p>二 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。</p> <p>（罰則）</p> <p>三 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>（罰則）</p> |
|---|---|

憲法は最高法規としての性格を持つ
ので、法規規範性は肯定されるが、その
内容は裁判規範とするのは抽象的
であり、裁判規範性は否定される。

1990年 アメリカでADAが制定される

2000年 EUでインクルーシブな社会構築に向け、特に雇用の機会均等の法律が制定される。加盟国は国内法を整備、雇用分野の差別を禁止。同時に他の分野でも障害者の差別を禁止。

2001年9月 国連が日本政府に障害者差別禁止法を制定するよう勧告

2001年11月 日弁連が人権擁護大会開催。障害者差別禁止法制定を目指す運動方針を出す。

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律

第一条（目的）この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。（中略）

第三条（国及び地方公共団体の責務）国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第四条（国民の責務）国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第五条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。（中略）

第七条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

差別解消法の問題点として指摘されていること。

1. 差別解消法には、何が差別か定義がない。
2. 合理的配慮の提供について、公的機関は法的義務を負うが民間事業者は努力義務と違いがある。
3. 新たに救済機関を作ることをしておらず、既存の紛争解決の仕組みを使っている。

国会での付帯決議。

1. 不当な差別的取り扱いの具体的事例や合理的配慮の好事例を指針で示す。事例を集積し指針の内容を充実させていく。差別の定義も検討する。
2. 主務大臣が事業者に行った助言・指導・勧告を取りまとめて毎年国会に報告する。
3. 相談事例や裁判例を集積し、民間事業者の合理的配慮の義務付け、救済の仕組みなどを検討する。

*自治体で、NPOや学識経験者も加えた「障害者差別解消支援地域協議会」を組織できているところになっている。

附帯決議(抜粋)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。

(中略)

六 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実及び本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。

七 (略) 本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

八 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

差別禁止法(意見書)の狙い

1. 差別禁止法の理念は、差別の解消に向けた取り組みを推進し、障害者の日常生活での社会的障壁をなくすこと。

2. 法の制定により、差別する人に対して罰則を与えることではなく、共生社会の実現のためのルールを明確にし、機能させること。

3. 最も高齢化率が高くなる日本の社会全体を元気で楽しく暮らせるように変えていくこと。そのため何が差別に当たるのかを明確にし、又、法的に保護することを目的とする。

4. 差別を無くすために「合理的な配慮」が必要であり、合理的配慮とは何か、「過度の負担」「不均等待遇」についても何かを明らかにしていく。差別の防止の啓発、相談体制を整える。

